

令和7年度

第2回定例農業委員会会議録

令和7年5月20日 開催

令和7年5月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第2回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第5号

令和7年度 第2回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年5月20日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和7年5月14日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年5月20日 午前9時00分

閉会 令和7年5月20日 午前10時00分 (会期1日)

第1日目 (5月20日)

出席委員 15名

1番	笹川 武義	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹
		10番	金滝 耕治
4番	長尾 清	11番	川西 正廣
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男
6番	中島 美紀		
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美
		16番	松岡 正広
		17番	松内 利和
		18番	藤重 英子

議事録署名委員

14番 横井 博美 委員、 15番 長川 富雄 委員

欠席 3番 末長 健二 委員、8番 滝川 廣男 委員、13番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 7 年 5 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更申請について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

令和7年5月 農業委員会議事録

午前9時00分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第2回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、3番 末長 健二 委員、8番 滝川 廣男 委員、13番 福家 範行 委員です。

よって、農業委員出席者は、15名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、14番 横井 博美（よこい ひろみ） 委員
15番 長川 富雄（ながかわ とみお） 委員
を指名します。

受人の親が売買契約を結び、現在まで譲受人世帯にて管理を行ってきました。当時は農地を取得する際に 40a 以上の経営面積がないと取得できなかったことから、農地法 3 条の許可を受けられず、売買予約の仮登記のみを行っておりました。今般、下限面積が撤廃されたことから、改めて農地取得をするための許可申請を提出したものです。なお、売買当時の契約者はすでに亡くなっており、譲渡人及び譲受人ともに契約者の子が申請人となっております。

譲受人の経営面積は、自作地が 330 m²あるほか、仮登記となっている申請地 1,042 m²に関してもこれまで管理をしてきており、経営地については全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、これまでと同じく野菜及び果樹の作付けを予定しております。

譲受人の農作業暦は 25 年、農作業の従事日数は 300 日で、機械の所有状況については、耕運機、軽トラックが各 1 台、農舎が 20 m²あります。また、野菜及び果樹の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、自宅から 7 km、車で 12 分であり、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 2 号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について説明致します。
今月は、3 件です。

議案第 2 号-1

地図・図面： XXXXXXXXXX 図面番号 5 条-1
権利設定： 所有権移転
申請地： XXXXXXXXXX 田 471 m² 合計 471 m²
地種： 2 種農地
併用地： なし
申請者： 【譲渡人】 XXXXXXXXXX

【譲受人】 ██████████

転用目的 : 非農家の自己住宅
用途 : 非農家の自己住宅
施設の概要 : 住居平屋建て 1 棟 104.34 m²
申請内容 :

夫の父親が経営している飲食店の建物の2階部分で生活していますが、子どもが2人おり狭小となっています。妻の実家が店舗からも近いので本申請地に住宅を建てるため選定しました。

敷地面積は471 m²で、有効利用面積は471 m²。対して住居の建築面積は104.34 m²であり、土地利用率は22.15%≧22.0%となり基準を満たしている。

【資金】土地代500万円、造成費300万円、建築費3,700万円
合計4,500万円
<内訳>自己資金0万円、借入金4,500万円

【期間】許可後R7.7.1～R8.1.31

【造成】花崗土による盛土H=0.15m 切土 なし
コンクリート擁壁 なし 法面 南側1:1

【排水】雨水：既設ため桝に接続し、西側水路に放流
汚水：下水道。

【他法令許可】該当なし

【水利】 ██████████

【隣接同意】該当なし

議案第2号-2

地図・図面 : ██████████ 図面番号5条-2
権利設定 : 使用賃貸借権設定
申請地 : ██████████ 田 332 m²外 合計338.25 m²。
地種 : 2種農地
併用地 : ██████████ 田 466 m²の内 6.25 m² (同月3条申請)
申請者 : 【貸人】 ██████████
 【借人】 ██████████
転用目的 : 非農家の自己住宅
用途 : その他(分家住宅)
施設の概要 : 住居平屋建て 1 棟 109.50 m²
申請内容 :

申請人は、現在借家にて夫婦と子ども1人の3人で居住しているものの、子どもが生まれ借家では手狭になったことから家を建てる計画をしたものです。妻の実家の近くで所有地を検討した結果、申請地が実家からも近く、所有地の中では最も縁辺部に位置する農地であったことから選定したものです。

敷地面積は338.25 m²で、有効利用面積は338.25 m²。対して住居の建築面積は109.50 m²であり、土地利用率は32.37%≧22.0%となり基準を満たしている。

変更後 R1. 11. 1～R6. 8. 31 (5年間)

変更(2回目) R1. 11. 1～R8. 8. 31 (7年間)

申請者は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、平成25年に設立。不動産の売買、賃貸及びその仲介並びに管理業務を主に営む法人です。令和元年10月10日に分譲住宅を目的で許可を受け、当初13棟で計画していましたが、昨今の経済事情により計画期間内に計画事業が完了しなかったため延長し事業を完了させるためです。変更内容は、期間延長のみで、その他の変更はありません。

【資金】全体事業費の変更なし

【期間】R元. 11. 1～R8. 8. 31

【排水】雨水：溜枡を設置し、開発道路内水路を經由し東側水路へ排水
汚水：合併浄化槽を設置 (変更なし)

【他法令許可】変更に伴う新たな協議等は該当なし

【水利】工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

【隣接同意】工期延長のみのため改めての同意を得る必要はありません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号についてですが、案件第53号から55号に[REDACTED]委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。案件第53号から55号について、説明します。

案件第53号-55号

所在： [REDACTED] 田 980 m²外2筆 合計3,171 m²

利用権： 貸借権

貸付人： [REDACTED]

借受人： [REDACTED]

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 水稻・麦・野菜

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R7. 7. 1～R13. 6. 30 (6年間)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 53 号から 55 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 4 号の、案件第 53 号から 55 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。■■■■委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 69 号から 72 号に■■■■委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。案件第 69 号から 72 号について、説明します。

案件第 69 号-72 号

所在： ■■■■ 田 1,419 m²外 3 筆 合計 5,982 m²

利用権： 貸借権

貸付人： ■■■■

借受人： ■■■■

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 水稻・麦・野菜

賃料： 案件第 69 号：年間 10 a 当り 5,000 円

案件第 70-72 号：年間 10 a 当り 0 円

期間： 案件第 69-71 号：R7.7.1～R17.6.30 (10 年間)

案件第 72 号：R7.7.1～R13.6.30 (6 年間)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 69 号から 72 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第69号から72号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。■■■■委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第87号に私に関係する案件が含まれますので、退室いたします。なお、その間の議事進行については、職務代理にお願いします。

【 退室 】

職務代理

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。案件第87号について、説明します。

案件第87号

所在： ■■■■■田 942 m²

利用権： 貸借権

貸付人： ■■■■■

借受人： ■■■■■

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R7.7.1～R13.6.30(6年間)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

職務代理

案件第87号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

職務代理

それではさきに採決を行います。

議案第4号の、案件第87号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

職務代理

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。会長は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数： 80件 合計 108,321.02㎡

新規契約： 33件 50,735㎡

更新契約： 27件 22,985.02㎡

移転・再貸付契約： 20件 34,601㎡

貸付先としましては、1～8番を■■■■氏へ、9番を■■■■氏へ、10～15番を■■■■氏へ、16～25番を■■■■へ、26～35番を■■■■へ、36～38番を■■■■氏へ、39番を■■■■氏へ、40～48番を■■■■氏へ、49番を■■■■へ、50～52番を■■■■氏へ、56番を■■■■氏へ、57番を■■■■氏へ、58～64番を■■■■へ、65～66番を■■■■氏へ、67～68番を■■■■氏へ、73番を■■■■氏へ、74～78番を■■■■氏へ、79～80番を■■■■氏へ、81～82番を■■■■氏へ、83番を■■■■氏へ、84番を■■■■氏へ、85番を■■■■氏、86番を■■■■へ、88番を■■■■へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第4号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。

本日提案された議案の内、議案第4号の第53号から55号、第69号から72号、第87号を除く、第1号議案から第4号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第2回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10時 00分

閉会